

お知らせ

【情報館】●特にこだわりのないものは4月2日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

生産緑地地区の 都市計画変更の受付が終了

広報ところざわ11月号でお知らせした生産緑地地区の都市計画変更手続きが、平成18年12月28日付で終了しました。この変更に関する法規図書を次の場所で永久縦覧しています。

なお、この手続は、都市計画法第21条第2項で準用する同法第20条第2項に規定されるものです。

縦覧場所 市役所2階・都市計画課
問い合わせ 都市計画課 (☎2998-9191) FAX2998-9163

固定資産税の縦覧・閲覧

■平成19年度の固定資産税の縦覧
土地価格等縦覧帳または家賃価格等縦覧帳により、市内のほかの土地または家賃の価格を縦覧し、自己の土地または家賃の価格と比較することができます。

縦覧期間/場所 4月2日(月)～5月31日(木)・日曜日、祝休日を除く

＜午前8時30分～午後5時＞/市役所2階・資産税課

縦覧できる方 納税者(本人)、同居の親族、委任状(法人の場合は代表者印を押印)を有する代理人

持参する物 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)
手数料 無料

■固定資産税課税台帳の閲覧

本人の資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。

閲覧期間/場所 平成19年4月2日(月)～3月31日(月)・土・日曜日

祝休日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時/市役所2階・資産税課

閲覧できる方 納税義務者(本人)、同居の親族、委任状(法人の場合は代表者印を押印)を有する代理人、借地人、借家人、売買・相続

等で賦課期日(1月1日)後に所有者になった方等
持参する物 閲覧できる方であるか確認ができるもの(賃貸借契約書・登記事項証明書等)および本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)

手数料 1回200円(4月2日)～5月31日(木)までは、納税者の関係



元市議会議員 鈴木十三雄さん死去

元市議会議員の鈴木十三雄さん(98歳/中富922)が、2月12日死去されました。

鈴木さんは、昭和30年から46年まで市議会議員を4期16年務め、この間市議会議長を歴任。市政を通して、地域の発展に尽力されました。

故人のご冥福をお祈りいたします。



元市助役 北田久弥さん死去

元市助役の北田久弥さん(80歳/元町2-2)が、2月23日死去されました。

北田さんは、昭和62年から平成2年まで市助役を4年務め、市政を通して、地域の発展に尽力されました。

平成19年から 市・県民税が変わります 新たに調整控除が設けられます

税源移譲によって、所得税の税率が10%から5%に下がり、市・県民税の税率が5%から10%に上がります。しかし、所得税と市・県民税では、人的控除額に差があるので、市・県民税の方が所得税に比べて課税所得金額が多くなり、単純に税率を変更しただけでは税負担が増えてしまうことになります。

そこで新たに、納税者の税負担が変わらないように、調整控除という制度が設けられます。

人的控除…所得から差し引かれる控除のうち、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などのことを人的控除といいます。

■人的控除額比較の一例

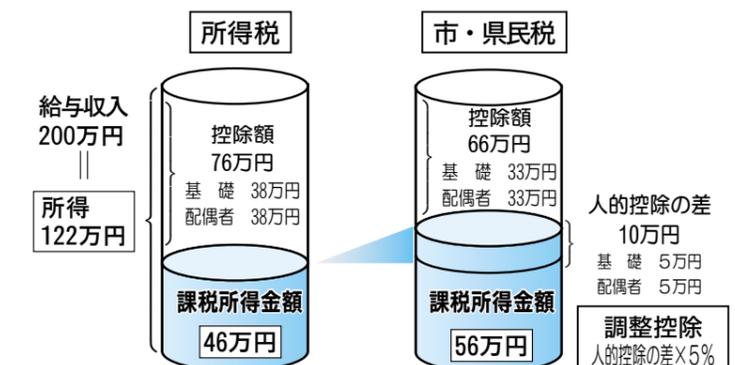
	所得税	市・県民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
一般扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

◎所得税と市・県民税ではそれぞれ控除額が異なります(左表参照)。

調整控除…人的控除の差額をもとに調整額を算定し、市・県民税から減額します。この減額される調整額を調整控除といいます。

【給与収入200万円を妻を扶養にしているAさんの場合】

- ◆所得(給与収入に応じて給与計算表により算出) → 122万円
- ◆課税所得金額{(所得) - (所得から差し引かれる金額)}
→▶ 所得税46万円▶市・県民税56万円



所得税	税率: 10% → 5%
平成18年	46万円 × 10% = 46,000円
平成19年	46万円 × 5% = 23,000円

市・県民税	税率: 5% → 10%
平成18年	56万円 × 5% = 28,000円
平成19年	56万円 × 10% - (調整控除 5,000円) = 51,000円

- 平成18年税総額 (46,000円 + 28,000円 = 74,000円)
- 平成19年税総額 (23,000円 + 51,000円 = 74,000円)

◎上記税総額は、定率減税を考慮しないで比較しています。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 市民税課 (☎2998-9064・FAX2998-9409)

■歯科診療所あそびのいえ
休日、緊急に歯科診療を必要とする方、一般の歯科診療所で診療が困難な市内在住の在宅要介護高齢者および心身障害児者に対する歯科診療を実施しています。

対象者 ▶休日緊急歯科診療…休日緊急に歯科診療を必要とする方
在宅要介護高齢者…市内に在住し、原則65歳以上の寝たきり状態の方
▶心身障害児者…市内に在住し、障害(知的)を持ち、一般の歯科診療所では診療が困難と思われる方

診療日時 ▶休日緊急歯科診療…日曜日/午前9時～11時30分
在宅要介護高齢者歯科診療…日曜日/午前9時～午後0時30分
▶障害者(心身障害児者)歯科診療…木曜日/午前9時～午後0時30分

休日緊急歯科診療の診療日は、変更になる場合があります。

申し込み 在宅要介護高齢者・障害者歯科診療は、保健センター母子保健課に備え付けの申請書類に記入のうえ、同課(〒359-0025・上安松1224-1)へ直接または郵送

問い合わせ 保健センター母子保健課(☎2991-1811・FAX2995-1178)

電子申請・届出サービスの対象手続を拡大
市では、時間や場所の制約を受けずに、自宅などのパソコンからインターネット経由で申請・届出等の手続きができる「埼玉県市町村申請・届出サービス」を運用開始し、市民の皆さんに電子窓口としてご利用いただいています。

申請可能となった対象手続 ▶3月1日から…水道中止開始届等の4つの手続▶4月1日から…情報公開請求等の9つの手続
◎申請可能な手続の種類や利用方法等の手続や案内は、市ホームページでご覧になれます。

東川の桜並木をライトアップ
所沢の桜の名所のひとつである東川の桜並木をライトアップします。この桜並木には、西新井町から松郷まで全長約3kmに渡り、約400本の桜があります。

とき 桜の開花時期(予定…4月初旬まで/午後6時～10時)
ところ ▶西新井町: 旭橋・松井橋
▶東新井町: 松井橋・境橋・牛沼
…境橋・中橋
問い合わせ 商工労政課(☎2998-9155・FAX2998-9162)

下水道排水設備指定工事店の指定および変更
次(吉)良設備工業(飯能市大字双柳465-7/☎042-973-0400)
次(武)蔵設備(旧店名: 何武蔵設備)

「創刊号」表紙
問い合わせ 保健センター成人保健課(☎2991-1811・FAX2995-1178)

次(武)蔵設備の所在地が変更
池興ハウジング(狭山ヶ丘1-694-4/旧所在地: 和ヶ原1-37-3)
問い合わせ 下水道総務課(☎2998-9213・FAX2998-9408)

団塊世代の健康情報誌「定年ジャンプ」を創刊!
市の健康づくり計画「健康ところ21」の取り組みの一環として、定年の生活にお役立ていただく、健康情報誌を発行します。各公共施設や健康づくり協力店などに置いてありますので、ぜひご覧ください。



問い合わせ 保健センター成人保健課(☎2991-1811・FAX2995-1178)